

◎新潟県告示第207号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（令和2年12月新潟県告示第1316号）を次のとおり改め、令和3年3月1日から実施する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
北入蔵	1号棟	0.9949	北入蔵	1号棟	0.9949
		1.0000			2号棟
	2号棟	0.9949		3号棟	
		1.0000			4号棟
	3号棟	0.9949		4号棟	
		1.0000			5号棟
	4号棟	0.9949		5号棟	
		1.0000			6号棟
西大崎	1号棟	0.9739	西大崎	1号棟	
		1.0000			2号棟
	2号棟	0.9739		4号棟	
		1.0000			5号棟
	4号棟	0.9739		6号棟	
		1.0000			7号棟
	5号棟	0.9739		7号棟	
		1.0000			1.0000
6号棟	0.9739	1.0000	1.0000		
	1.0000			1.0000	1.0000
7号棟	0.9739	1.0000	1.0000		
	1.0000			1.0000	1.0000
(略)			(略)		
(略)			(略)		